平成２３年（フ）第８０７号
大阪府豊能郡能勢町大里222－４　救護施設三恵園、住民票上の住所大阪市東淀川区小松５丁目６番６－407号
債務者　吉田　静子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４３号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　永山　博史
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７２号
大阪府箕面市坊島１丁目10番55―103号
債務者　関　　義弘
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７８号
大阪府東大阪市昭和町17番８号　サンハイツ昭和町308号
債務者　中川　貞子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８２号
大阪府門真市岸和田３丁目22番23号
債務者　国本　三志
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９８４号
大阪市住之江区御崎７丁目15番24―212号
債務者　得能　君恵
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１４０号
大阪府茨木市三島丘２丁目30番４―510号
債務者　村田　菜穂
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５０号
大阪府寝屋川市高宮新町23番１号
債務者　瀬賀　　愛（旧姓塩見）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２３３号
大阪市西成区梅南３丁目４番１号
債務者　西島　　毅
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２６６号
大阪府東大阪市東鴻池町１丁目10番８―503号
債務者　篠原真紀子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３０７号
大阪府八尾市東山本町２丁目３番７号
債務者　石谷　佳巳
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３０８号
大阪府八尾市東山本町２丁目３番７号
債務者　石谷　浩美
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３２８号
大阪市住吉区上住吉１丁目７番２―308号　佐野方
債務者　杉本　敏行
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３３４号
大阪府枚方市出口１丁目２番16―1406号
債務者　三木　將弘
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３３５号
大阪市此花区伝法２丁目１番58号八木マンション305
債務者　徳田　孝二
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３７３号
大阪市都島区毛馬町３丁目２番１―413号
債務者　六笠　　宏
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３７４号
大阪市都島区毛馬町３丁目２番１―413号
債務者　六笠　一美
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９７号
大阪市浪速区浪速西１丁目２番１―403号
債務者　石澤眞佐枝
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部